

第3子以降学校給食費免除制度（学校給食費の一部無料化）について



【目的】

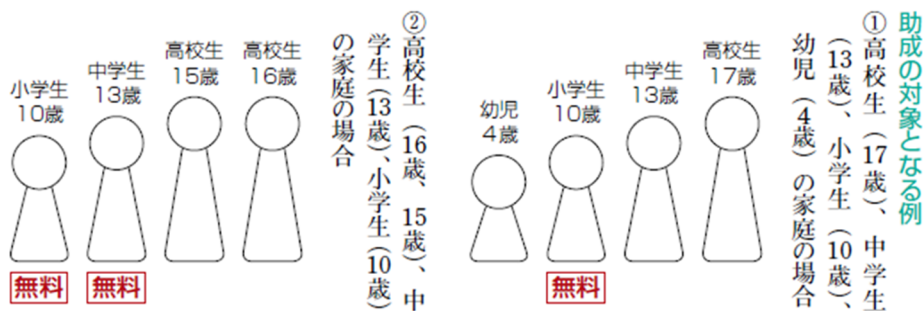
この制度は、多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することを目的としています。

【免除対象者】

免除の対象者は、次のいずれにも該当する世帯の保護者のうち申請があり、市の認定があった方となります。

なお、生活保護の認定により学校給食費相当額の給付を受けている場合は対象となりません。

- (1) 児童、生徒及び保護者が市内に住所を有していること
- (2) **平成18年4月2日以降**に生まれた子を3人以上養育され、そのうち年長の子から3人目以降の児童生徒（以下、「対象児童等」という。）が、宍粟市立小学校又は中学校に在籍している保護者



【免除する額】

対象児童等の学校給食費相当額

※ 令和6年度途中の申請となった場合は、認定以降の学校給食費が免除対象となります。

【申請方法】

学校で申請書（裏面）を配布しますので、市役所教育委員会（学校教育課）、または各市民局まちづくり推進課へ提出をお願いします。

○ 郵送にて提出される場合は、保護者様で送料の負担をお願いします。

（郵送先：〒671-2519 宍粟市山崎町下町1番地 山崎学校給食センター）

【提出期限：令和5年12月22日（金）】

※ **申請は毎年必要となります。本年度、免除対象となっている方で令和6年度も免除対象となる場合も提出してください。**

【お問い合わせは】

山崎学校給食センター（☎0790-63-0081）
 一宮波賀学校給食センター（☎0790-72-0345）
 ちくさ学校給食センター（☎0790-76-8181）

※裏面が「申請書」となっています。

令和6年度 第3子以降学校給食費免除申請書兼同意書

年 月 日

宍粟市長 福元晶三様

郵便番号 〒 _____

申請者(保護者) 住所 宍粟市 _____

氏名 _____

電話番号 _____

(平日、日中に連絡がとれる電話番号)

第3子以降学校給食費の免除を受けたいので、宍粟市第3子以降学校給食費免除実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。また、次の事項について同意します。

- (1) 申請内容の確認のため、私の世帯及び養育している子どもに係る住民基本台帳及び生活保護の給付状況について、市の公簿により、又は関係機関に照会し調査すること。
- (2) この免除が認定された場合、その情報を教育委員会に提供すること。
- (3) 教育委員会が保有する対象児童等に係る牛乳アレルギーの情報を確認すること。

記

平成18年4月2日以降に生まれた子で養育している子どもの状況

氏名	生年月日	学校名・学年 ※申請年度における学校・ 学年を記入	担当者 記入欄
第1子			
第2子			
第3子			
第4子			
第5子			
第6子			

※ 義務教育期間中の第1子及び第2子は、免除の対象となりません。
※ 上記のうち、中学校を卒業されている子の「学校名・学年」欄は、記入の必要はありません。
※ 生活保護の認定により、対象児童等の学校給食費相当額の給付を受けている場合は、免除対象となりません

○提出先：市役所4階教育委員会(学校教育課)、各市民局まちづくり推進課まで

○郵送にて提出される場合は、保護者様で送料の負担をお願いします。

(郵送先：〒671-2519 宍粟市山崎町下町1番地 山崎学校給食センターあて)